

監査公表第27号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年1月15日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江 洋行

監査種別

財政援助団体等監査

監査結果の措置対象

財政援助団体 新城市体育協会
所管部課 教育部生涯共育課

監査結果報告年月日

令和元年11月22日

監査結果に対する措置通知年月日

令和元年12月26日

講じた措置等の内容

【新城市体育協会】

《指摘事項》

現金、預金の管理について事務局の会計が一人で行っていた。また、会計帳簿の確認も定期的に行われているように見受けられなかった。支払い手続きを一人に任せず、ダブルチェックや監査を定期的に行い、預金通帳と印鑑の管理は別々にするなど会計事務の管理方法を明文化されたい。

《是正措置内容》

役員会の開催にあわせて、定期的に会計帳簿の確認を実施し、適正な管理運営を図るとともに、事務の管理方法を定義いたします。

《意見1》

決算報告書の整理について、予算流用、補正予算を適切に明記するとともに、その運用についての権限を明確化されたい。

《措置内容》

決算報告書の補正・流用額を適正に明記をし、その運用については会議で諮る等適切な管理に努めます。

《意見2》

春季、夏季体育大会の参加者を増やし、事業の活性化を図るため、より公平性を確

保するよう補助制度の見直しを検討されたい。

《検討状況》

春季・夏季体育大会の助成対象が、会員及び小中学生に限るなど一部を対象としていることから、より参加を促すために対象範囲を広げるなど支援対象の見直しを検討します。

《意見3》

スポーツ振興の普及を図り、もって健康寿命を向上させるなど、協会の目的達成のためには、自主財源の確保が重要である。会費、寄付、協賛金等の補助金以外の財源確保に努められたい。長寿社会における体育・スポーツの役割は健康保持、予防医療のため有効であると考えられるので、地域の体育・スポーツ振興に繋がるような事業展開を期待する。

《措置内容》

会員数の減少による会費の伸び悩みもあり、自主財源のみでは収入確保も厳しい状況ではありますが、加盟団体から新規加入の促進を図ったうえ、スポーツを支える人材の確保と育成を行い、魅力ある事業を展開し、地域体育の活性化を図ります。

【教育部生涯共育課】

《意見》

新城市体育協会が管理する現金、預金について適正な管理がなされるよう指導されたい。

《措置内容》

適正に管理運営が図れるように、定期的に帳簿等を照合し指導を行います。